

毎週火、金曜日発行（但休日該当ときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 保安林の指定解除  
健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定
- 健康保険法による保険医の登録  
公有水面の埋立の免許
- ◇公安告示 風俗営業取締法による聴聞会の開催

## 告示

### 鳥取県告示第五百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和三十九年十月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所  
岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四―四四九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備

三 解除の理由  
道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鳥取県告示第五百九十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ第一項の規定により次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十九年十月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
音田内科	倉吉市東町	内科、放射線科	音田 作衛	昭和三十九年十月一日	乙表点数表
潮 齒科医院	西伯郡会見町	齒科	潮 陽三	九月三十日	齒科点数表
福島薬局	境港市中町		福島 哲	十月一日	
福井医院	東伯郡東伯町	内科、外科	福井 卓		乙表点数表

鳥取県告示第五百九十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険医の登録をしたので、  
 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）  
 第九条の規定により告示する。

昭和三十九年十月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号番号	登録年月日
篠原みさ子	東伯郡赤碓町	鳥医 一〇六八	昭和三十九年九月十九日
佐々木博央	西伯郡中山町	一〇六九	十月三日

鳥取県告示第五百九十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の  
 規定に基づき、昭和三十九年十月二十日次のとおり公有  
 水面の埋立の免許をしたので、同法第十一条の規定によ  
 り告示する。

昭和三十九年十月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 埋立の免許を受けた者

鳥取県共済農業協同組合連合会

会長理事 太 田 実 太郎

二 埋立の場所及び面積

鳥取市湖山町字産水南方三〇九二番地の五、三〇九三  
 番地の二、三〇九五番地の五、三〇九六番地の二地先  
 水面 一、八七九・七九平方メートル（内護岸敷二六  
 五・五五平方メートル）

三 埋立の目的 保養宿泊施設建設用地の造成

四 埋立工事の期間

昭和三十九年十月二十日から

昭和四十年五月三十一日まで

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十六号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）  
 第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴  
 聞会を開催するので、同法同条第二項の規定により告示  
 する。

昭和三十九年十月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 関係者の本籍、住居及び氏名

（一）本籍 広島県安芸郡熊野町三三三ノ四番地

住居 米子市東町五七番地

藤 田 令 子

（二）本籍 鳥取県日野郡江府町大字佐川二〇五番地

住居 米子市角盤町一丁目一七番地

表 幸 恵

（三）本籍 米子市富士見町一七二番地

住居 米子市西倉吉町七三番地  
前 田 米 子  
二 聴聞の期日  
昭和三十九年十一月五日 午後一時から  
三 聴聞の場所  
米子市万能町 米子警察署会議室

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
電話 一第月番二五〇五(送配料共)